

平成29年1月25日開催

新庄市農業委員会第32回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年1月）議事録

1. 開催日時 平成29年1月25日（水）15時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（20名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
4番 樋口 彦弥	5番 高橋 敏行
6番 海藤 芳正	7番 伊藤 忠男
8番 今田 則雄	9番 梶腹 銀蔵
10番 佐藤 義一	11番 小嶋 忠昭
12番 柏倉 嘉門	13番 佐藤 喜代志
14番 浅沼 玲子	15番 井上 茂雄
16番 吉野 昭男	17番 星川 勇吉
18番 清水 哲夫	19番 笹 行也
20番 三原 常男	21番 齋藤 謙二

4. 欠席した委員（1名）

3番 高橋 和彦

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第144号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第146号 農地利用集積計画の一部取消しについて
- 日程第 6 議案第147号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第73号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第74号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 9 報告第75号 農地改良の届出について
- 日程第 10 報告第76号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第32回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、3番の高橋和彦委員の1名でございます。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第32回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名

を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番の樋口彦弥委員と19番の笹行也委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第143号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第143号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区3番までの12件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について報告します。18日に調査いたしました。△△さんは高齢のために△△さんと賃借権の設定をしたものであり、単価的にも合意しており、問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区2番について、18日に調査いたしました。この農地は△△さんがきゅうり栽培のために借りていたものを、この度△△さんと売買するものであります。対価的にも双方合意しており問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区3番につきまして、1月19日に調査いたしました。この農地は△△さんのお父さんの代から、△△さんが耕作していた農地でありまして、今回△△さんのお父さんが亡くなり相続したため、賃借権の新規設定をするということになりました。対価的にも問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄4番について、18日調査いたしました。△△さんと△△さんは同一世帯の親子関係でございます。経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定でございます。問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区5番について、18日に調査いたしました。4番と同様、経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定です。問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区6番について、18日に調査いたしました。4番、5番同様、経営移譲年金受給のための賃借権の設定です。問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区7番について、18日に調査いたしました。こちらは経営移譲年金受給に伴う賃借権の設定であり、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について、1月19日、双方に調査いたしました。農地法第18条第6項関連でございます。今まで作っていた耕作者が離農するため、△△さんが作付を行うということで、なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、19日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番について、1月19日に調査いたしました。△△さんと△△さんは親子関係で間違いありませんでした。使用貸借権の再設定で問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区2番につきまして、1月19日に調査いたしました。△△さんが高齢により、作付を辞めるため、近くに田んぼがある△△さんに相談したところ、貸借権を新規に設定して作ってくれるということで、問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の3番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区3番につきまして、1月19日に調査いたしました。△△さんと△△さんは親子関係で間違いありませんでした。使用貸借権の再設定でありますので、なんら問題ない

と判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第143号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第143号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案144号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第144号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区2件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、5件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○19番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番、18日に調査いたしました。事務局の説明のとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区2番について、19日に現地確認・調査しました。この農地は昨年まで△△さんが水稲を作っておりましたが、この度△△さんに所有権移転のための転用を行うものがあります。問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、18日調査確認した結果、△△さんの農地を△△さんが雪捨て場として使いたいということで、事務局の説明のとおり問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番につきまして、19日に調査確認しました。問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○9番

萩野地区2番について、1月19日調査しました。この農地は△△さんの孫の旦那さんがここに住宅を建てるということで、贈与で問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第144号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第144号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第145号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第145号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から稲舟地区2番までの7件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、7件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。

まず、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第145号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄1番。18日に調査いたしました。農地法第3条で申し上げたとおり、経営移譲年金受給のための合意解約です。問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄2番について、18日に調査いたしました。事由は詳細のとおり問題ございませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区3番について、18日に調査いたしました。これは△△さんが高齢のために、合意解約するものであります。また、この土地は今年作付けする耕作者が決まっておりますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区4番について、18日に調査いたしました。事由は詳細のとおり問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区5番につきまして、1月19日に調査いたしました。先ほどの農地法第3条関連で出た農地です。問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、1月18日に双方に調査いたしました。賃借人の△△さんが離農のために契約を解除するものです。この農地につきましては、次回の総会の際に許可申請が提出される予定ですので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、1月19日に双方に調査した結果、△△さんが離農するという事です。この土地は合意解約でありますので、なんら問題ないと判断いたしました。そしてこの土地は、集積関連、農地法第3条関連であります。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第145号農地法第18条第6

項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第145号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に、日程5、議案第146号農用地利用集積計画の一部取消しについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第146号農用地利用集積計画の一部取消しについて、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

本案件が対象とするのは、11月25日開催の第30回総会で、農地中間管理機構の特例事業による所有権移転を決定した集積計画です。この計画を決定した後に、所有権移転を行った農地の一筆が、事業の実施地域である「農業振興地域内農用地区域」の外に存在していることが判明しました。当該農地は特例事業に基づく集積計画の作成要件を欠くと判断されることとなります。このため、集積計画の一部取消しをご承認いただきたく上程しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、1件につきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の一部取消しについて質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第146号農用地利用集積計画の一部取消しについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第146号農用地利用集積計画の一部取消

しについては原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に、日程第6、議案第147号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第147号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から萩野地区4番まで、10件ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、10件につきましてご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権等の設定8件、所有権移転2件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第147号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第147号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの5件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上5件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による

届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第75号農地改良の届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第75号農地改良の届出について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第75号農地改良の届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第75号農地改良の届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第76号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第76号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1番から八向地区1番までの5件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、5件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第76号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第76号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年1月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 樋口 彦弥

議事録署名委員 笹 行也